

# 預かり保育の在り方についての一考察 (2)

## — 我が国の幼稚園教育史の視点から —

恒岡宗司

奈良文化女子短期大学

### A Study of the Children's Care after the Hours (2) : From the Viewpoint of the Education History of Kindergartens in Japan

Munechika Tsuneoka

*Narabunka Women's College*

少子高齢社会が進行する中、子育て世代にとって仕事との両立を図りながら家庭生活を営む環境は非常に厳しいといわれる。そのため国では子育て支援策としてこれまでから多様なニーズに合う保育サービスの量的・質的拡充を図ってきた。特に保育所や地域を核とした子育て関連事業のうち、保育所の利用家庭を対象にした保育サービスをみると、通常保育を拡大して延長保育、夜間保育、休日保育、病児・病後児保育等が子育て支援の量的拡充として展開されている。そのような中、幼稚園においても、預かり保育が教育活動としての性格を保持しながら保育サービスとしての拡充が図られている。これも児童福祉の観点からの子育て支援のための量的拡充策の一つととらえることができるが、幼稚園の特性としての教育的機能や役割を十分に果たしていく質的充実が担保されなければならない。そのためにも預かり保育の教育活動としての目的を明確化していく必要があると考える。

本研究は、預かり保育が幼稚園の特性を生かした教育活動として質的充実を図れるよう、その目的を明確化するために性格と目的について検討することである。特に我が国の幼稚園教育史の視点から、明治後期から昭和初期までの頃と現代との比較による家庭教育と幼稚園教育の質的差異に着目し、幼稚園が備えている教育的機能を明らかにした。

キーワード：幼稚園教育史、幼稚園令、家庭教育、教育（保育）時間

## 1. 問題と目的

### 1.1 研究の視点

全国の幼稚園では、地域の実態や保護者の要請によって、「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動」（以下、「預かり保育」と表記する。）を実施しているが、そのとらえ方や実施内容については一様ではない。筆者が考える預かり保育の性格とは、幼稚園の特性が生かされていることであり、その特性とは明治期以降の幼稚園が歩んできた歴史を受け継いでいることと考える。今日の預かり保育

は、幼稚園がもつ教育的機能を生かしながら、いわゆる子育て支援という付加価値を付けようとしている。その考え方の始まりは明治期の簡易幼稚園設置の動きにまで溯れるのではないかということが、預かり保育の性格に対する筆者の基本的な考えである。

このように考える第一の理由として、平成17年の中央教育審議会答申「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について（答申）」の中で、「幼稚園における預かり保育については、…（中略）…幼児の生活の連続性の観点から家庭や地域社会の教育力を補完するとともにその教育力の再生・向上につながるという意義もある。」<sup>1)</sup>（中略及び下線は筆者による）と述べられている国の認識が挙げられる。特に「補完」という表現が、大正15年に制定された幼稚園に関する単独勅令としての幼稚園令の目的に規定された「家庭教育ヲ補フ」<sup>2)</sup>に酷似しているからである。もっとも法令上は明治32年制定の幼稚園保育及設備規定第5条「一 幼児ヲ保育スルニハ其心身ヲシテ健全ナル発育ヲ遂ケ善良ナル習慣ヲ得シメ以テ家庭教育ヲ補ハンコトヲ要ス」<sup>3)</sup>や明治33年制定の小学校令施行規則第196条「幼児ヲ保育スルニハ其ノ心身ヲシテ健全ニ発達セシメ善良ナル習慣ヲ得シメ以テ家庭教育ヲ補ハンコトヲ要ス」<sup>4)</sup>にみられるように、明治期に同趣旨が既に定められていたことを踏まえておく必要がある。

第二の理由として、明治後期から昭和初期までの頃（以下、「当時」と表記する。）と現代とでは社会状況や幼稚園の設置数、幼稚園に対する社会の認識や就園率等が大きく異なるが、当時の幼稚園には幼児期の子どもに対する生活習慣の確立など家庭教育の重要性をいかにして親に認識してもらうかという課せられた使命があった。このことは現代の幼稚園にあっても子育て支援という形での課題として共通性がみられると考える。特に現代社会においては、高度情報化、核家族化、少子化等の進行によって子どもを取り巻く家庭環境が大きく変貌し、規範意識の低下やコミュニケーション力の未熟さ、社会性の低下等、子どもの発達上の新たな課題も深刻化している。このような社会の一員として身に付けておくべき資質・能力の習得は、幼稚園が家庭教育を補完できる内容として位置付けることが大切であると考える。

本研究を進めるに当たって、筆者は前掲の小学校令施行規則の「善良ナル習慣ヲ得シメ」、及び幼稚園令の「善良ナル性情ヲ涵養」<sup>5)</sup>に着目し、今日的課題である社会性の基礎の育成との共通点を探ることとした。そこで、研究仮説として「預かり保育の目的とは、幼稚園教育要領総則に示された幼稚園教育の基本を踏まえ、子どもの社会性の基礎とりわけ協同性の基礎を育成するとともに、家庭教育の補完機能を果たすことではないか」と設定し、家庭教育に対する当時と現代との認識の違いや、家庭教育を巡る家庭と幼稚園との関係の比較考察を通して、預かり保育の目的の明確化を試みるものである。

## 1.2 研究の観点及び方法

幼稚園令が制定された前後の時期として明治後期から昭和初期までを主たる研究対象時期と設定し、特に幼稚園と家庭の関係の視点及び幼児期の子どもの教育を担う幼稚園としての役割の視点から、その時代の幼稚園の置かれていた状況を調査することとした。そして次の(1)、(2)の観点から、研究仮説に照らしながら考察を行うこととした。

- (1) 幼稚園令に規定された「家庭教育ヲ補フ」ことの目的と預かり保育の目的との関連性について
- (2) 当時の幼稚園が家庭教育を補うこととされた社会的背景と教育的意味について

調査資料としては、当時の関係法令や文部省関係の文書のほかに、倉橋惣三が著した幼稚園と家庭に関する論考、湯川嘉津美が著した「日本幼稚園成立史の研究」など、先学による幼稚園教育史の研究成果を主な対象とした。また、当時の幼稚園が置かれていた状況を知る基礎資料として、「幼稚園教育百年史」、「学制百年史」、「日本幼児保育史」、「倉橋惣三選集」を取り上げることとした。なお倉橋惣三の論考を取り上げた理由は、倉橋惣三は我が国の幼稚園教育の充実・発展の牽引者であり、前述の幼稚園令制定についても深く関わっており、当時の幼稚園教育のみならず家庭教育についても数多くの著作物が残されているからである。また、現代においても彼の幼稚園教育に対する理念は高く評価されており、預かり保育の在り方についての手がかりが得られるのではないかと考えたからでもある。

## 2. 研究に基づく考察の視点

筆者は、前述の研究方法に基づき、次の(1)～(6)の具体的内容について歴史的視点から検討することとした。特に当時の幼稚園に期待された家庭教育の補完機能と家庭教育との関係性については、今日の預かり保育の考え方にも通じていることを明らかにしていきたい。

- (1) 当時の認識からみた幼稚園就園の意味
- (2) 幼稚園教育史の視点からみた当時の幼稚園と家庭教育との関係性
- (3) 幼稚園教育史の視点からみた今日の幼稚園の役割と預かり保育の基本的性格
- (4) 家庭教育に関する倉橋惣三の考え方
- (5) 預かり保育に求められている現代の社会的ニーズと家庭教育重視の風潮
- (6) 幼稚園における教育（保育）時間弾力化の変遷

## 3. 研究に基づく考察

### 3.1 当時の認識からみた幼稚園就園の意味

明治5年の学制発布以来、富国強兵策による近代化への努力を続けていた我が国にあって、教育もその重要な柱であった。しかし、義務教育としての小学校への就学でさえ十分に浸透していかなかった当時では、多くの親は幼児期の子どもに対して意図的に家庭教育を行うという意識や家庭教育の重要性の認識が十分に醸成されておらず、ましてや就学前の子どもに幼稚園に通園させるという考えや経済的余裕がなかったことは容易に推察できる。また、幼稚園の設置は都市部に偏在しており、財政状況の厳しい地方では幼稚園そのものが設置されておらず、幼稚園との関わりを無縁なものにとらえていた親が一般的であったとされる。このことは、幼稚園就園率の低さからも読み取ることができる。

我が国の近代教育史としてみると、小学校の普及を優先的に進めていた明治期から大正期に入って、児童中心の考え方の新教育思想が広がっていった。そして、幼稚園関係者からは幼稚園創設の必要性和幼稚園教育の振興の声が高まる一方で、自由保育の教育理念・教育方法に対する考え方の相違から生じ

た混乱や幼稚園教育の意義を否定的にとらえる考え方もみられた。すなわち幼稚園を取り巻く状況は、教育関係者や国民の間でも広くコンセンサスが得られていたとは言えなかった。幼稚園史に関する先行文献からは、明治期から大正期にかけての幼稚園の置かれていた状況として、一部の経済的に恵まれた家庭の幼児のための幼稚園、小学校入学の準備機関としての幼稚園、都市部に偏在しがちであった幼稚園といった評価を受けていたこと、またフレーベルの考え方を基軸とした幼稚園及び幼稚園教育の在り方に変化が生まれてきたことが示された。

こうした幼稚園に対する認識が時代とともに変化していく中で、国としては幼稚園設置を推進する方針の下、簡易幼稚園設置を奨励するなど、いわゆる幼稚園の二元化体制を制度的に認めていこうとする施策が講じられた。このことについては、幼稚園教育百年史の「託児所の開設」の項では次のように記述されている。「明治十三年報によると、幼稚園を多くの地域に設置すれば、父母は安心して働け、また、幼児は悪習に染まることから免れることができるとして、幼稚園の普及を望んだ。しかし、いわゆる簡易幼稚園の奨励は託児所的幼稚園を普及させることには有効なものでなかった。」<sup>6)</sup>

当時、家庭・地域での幼児の育ち方に対する懸念への対応という考え方から、国として簡易幼稚園に対して家庭での子育ての代替機能を担わせるということを求めていたことがわかる。そして、結果的には簡易幼稚園奨励策は様々な要因が複雑に絡み合い、進展をみることができなかった。その原因の一つとして、簡易幼稚園に対して、これまで幼稚園に期待された小学校教育への準備機関としての学校的な性格とは相容れない性格を求めていたからではないかと考える。

このような経過から、国として幼稚園の機能拡大を目指し、家庭における幼児期の子どもの教育の重要性を母親に対して啓発していくことを目的にしようとしたのではないかと推察される。この点についての事例として、東京女子師範学校附属幼稚園では明治14年にこれまでの保育科目が改正され、同園の「保育の要旨」として「幼稚園ハ学齡未滿ノ幼児ヲ保育シテ家庭ノ教育ヲ補ケ学校ノ教育ノ基ヲナスモノナレハ務メテ徳性ヲ涵養シ身体ヲ發育シ知能ヲ開導センコトヲ要ス。」<sup>7)</sup>との記述が日本幼児保育史第一巻に収録されている。また日本幼児保育史第二巻には、例えば明治22年制定の大阪市幼稚園規則第一条に「幼稚園ハ幼児ヲ保育シテ家庭ノ教育を輔ケ幼児自然ノ知能ヲ開導シ務メテ徳性ヲ涵養セシムル為メ設クルモノトス」<sup>8)</sup>と、ほぼ同趣旨の規定がみられる。

当時の我が国の幼稚園教育の先導的役割を果たしていた東京女子師範学校附属幼稚園が、幼稚園に就園させた親に対して家庭教育を補完するという使命について認識していたことには、フレーベルが唱えた幼児期における母親の役割が重要であるという考え方も影響していたものと考えられる。そして、大正15年の幼稚園令での「家庭教育ヲ補フ」の文言によって、明確に幼稚園の役割と性格が形成されたものと考えられる。

### 3.2 幼稚園教育史の視点からみた当時の幼稚園と家庭教育との関係性

幼稚園令第一条には「幼稚園ハ幼児ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ発達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス」<sup>9)</sup>と、幼稚園の設置目的が規定された。しかし統計的な視点からみると、大正15年の幼稚園5歳児就園率はわずか6.0%であり、経済的に恵まれた家庭の子どもの就園にとどまっていた。学制百年史に掲載された資料<sup>10)</sup>によると、学齢児童の就学率が、大正6年には男子で99.1%、女子で98.4%であったことと比較しても、当時の国策としての小学校と幼稚園の位置付けの違いが反映された結果であることがわかる。

また、幼稚園令では目的の一つに善良なる性情を涵養することが明記されているが、前述したように幼稚園保育及設備規定や小学校令施行規則では「善良なる習慣」が家庭教育補完の内容とされていた。法令上の文言では「習慣」から「性情」へと変化がみられるが、両者には共通した考え方が多く含まれる。「習慣」よりも「性情」の方が幼児の内面重視の保育姿勢が読み取れることから、国としては、家庭よりも幼稚園で時間をかけて幼児の内面陶冶を図っていくことによって教育的効果が高くなると考えたのではないだろうか。そのことが、家庭教育の補完機能を果たす幼稚園の存在意義を高め、就園率向上や幼稚園振興にもつながるとの判断が働いていたものと推察される。

ところで、当時の幼稚園現場では家庭教育との関係についてのどのような認識をもって親と向き合っていたかについては、法令の制定だけではその実態に迫りにくい。日本幼児教育史第四巻には、昭和5年11月に全国から432名の幼稚園・託児所の代表者が集まり開催された帝国教育会主催全国保育大会（第二回）において審議決定された事項が掲載されている。それは、日本幼稚園協会が提出し審議決定された第三号議案「家庭教育振興のため幼稚園及託児所の執るべき方案如何」<sup>11)</sup>についてであり、昭和初期のものであるが、当時の幼稚園及び託児所が親の子育てに対して優位性を保持していた関係を読み取ることができる。その一部を抜粋・引用する。

- 一、幼稚園ノ教育ニヨリテ幼児ノ家庭ニ家庭教育ヲ理解サセ家庭教育ノ振興ヲ図ル事例ヘバ母ノ会、  
幼児ニ関スル相談会等ヲ開キ家庭教育ノ振興ヲ図ルコト
- 二、一般成人特ニ母ニ対シ家庭教育ニ関スル事項ノ修養方法ヲ講ズルコト
- 三、家庭ト幼稚園及託児所ノ連絡ヲ一層完全ナラシムルコト
- 四、家庭教育改善ニ関スル一般ノ風潮ヲ向上セシムルコト
- 五、家庭教育振興上障害トナルベキ事象ノ除去ニツトムルコト

### 3.3 幼稚園教育史の視点からみた今日の幼稚園の役割と預かり保育の基本的性格

当時の幼稚園と家庭との関係については、前述したように、親からは小学校教育への準備という目的や期待があったこと、幼稚園には家庭教育の補完を求められていたことなどが、種々の文献からわかった。特に家庭教育の補完に関しては、湯川嘉津美の著した日本幼稚園成立史の研究があり、同書には1873年にオーストリアのウィーンで開催された万国博覧会に日本政府から派遣された人たちが教育に関して見聞した報告書の内容が紹介されている。注目すべき点は、1872年に制定されているオーストリア帝国文部省令第1条に「幼稚園の使命は、就学前の年齢の子どもの家庭教育を補助し補完することである。ゆえに身体と感覚の規則正しい訓練、また自然に即した精神の教育によって、学校教育へと準備し

なければならない。』<sup>12)</sup> と、幼稚園の目的が規定されていたことである。湯川の研究成果から、派遣された彼らが幼児期の教育の在り方について強い関心を持ち、その後の我が国の幼稚園教育行政に反映させていったものと推察される。

とりわけ、明治後期から幼稚園に期待されていた家庭教育の補完機能が、1世紀余りを経た現代にあっても求められているという事実から、預かり保育もその一部を果たしていけないのではないかと考える。例えば、幼児期における行動様式の習慣化は、子どもの個人的資質として家庭や地域で身に付ける場合が多い。その上で、集団生活を送る幼稚園では教師の指導の下に社会性の基礎の育成を図る観点から望ましい行動様式の社会的意味を理解し、自律的な習慣として定着していくことになる。当然ながら、教育活動としての預かり保育もその一翼を担うべきと考える。現代の家庭と幼稚園との関係についてみると、学校教育法第24条に「幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。』<sup>13)</sup> と規定されている。そこで、幼稚園の特性を生かして実施する預かり保育を、子育ての重要性や幼児の内面の育ちを踏まえた保育技術等の理解に資する親に対する学びの場として位置付けることにより、家庭教育を補完する役割を果たしていくことができると考える。

### 3.4 家庭教育に関する倉橋惣三の考え方

倉橋惣三は、当時の家庭教育をどのようにとらえていたのであろうか。この点に関する手がかりとして、倉橋惣三選集第二巻には大正3年に書かれた「幼稚園雑草 家庭と幼稚園」に次のような一文が掲載されている。

「(一) 幼稚園の教育は家庭の教育との協力事業であるということを忘れないようにしてもらいたい。世間にはその子供を幼稚園へ通わせるようになれば、その子の教育一切を幼稚園でしてくれるかのように考えている家庭が無いでもないようである。…(中略)…元来子供を幼稚園へ入れるのは、家庭が教育的に無能力だからではない。家庭は家庭として、充分の教育力を発揮している上になお幼稚園の協力を得ようというにある。』<sup>14)</sup> (中略は筆者による)

倉橋の文章から、幼稚園に就園させていた家庭の親と幼稚園との間に、子どもの教育を巡って依存関係や期待感などが意識差として存在していたことがうかがえる。その一方、日本幼児保育史第三巻には、「大正時代のはじめの頃は、幼稚園は家庭教育の不足を補なう場であり、健全な家庭では、子どもを幼稚園に出す必要はないという考えが大勢を占めていた。』<sup>15)</sup> という状況も述べられており、幼稚園が社会の中で確固たる地位を未だ築けていなかったことが家庭教育との関係からみてもわかる。こうした幼稚園に対する当時の社会一般の認識を踏まえつつ、倉橋は日本児童問題文献選集8に収録されている児童保護の教育原理の中で、「我國の新幼稚園令」の項において次のように述べている。

「新幼稚園令は、本来の教育的機能を主とせるは勿論であるが、其の機能を社会的に擴張して、所謂社會事業としての幼児保護の範囲に進み入つてゐる。」また、「保育時間を延長して、家庭の必要に應ずる時、保育の日程が、従來の幼児の心理的立場のみから定められた短かき時間のそれとは、別種の考究を要することは勿論である。』<sup>16)</sup> (下線は筆者による)との認識も示している。特に、幼稚園のありようとして、保育時間の延長など保育所的機能への拡充については、倉橋は社会の要請を十分に認識した上

で、「社会事業」という表現を用いて肯定的に受け止めている。その一方で、幼稚園が担っている教育的機能としての独自性を担保している姿勢は、「別種の考究を要することは勿論である」との考えを表明していることから、条件付き肯定であったことがわかる。

幼稚園令に関する当時の認識を知る上で特に注目すべき点は、倉橋が指摘するように、幼稚園令が制定された時代にあって、国の教育行政として幼稚園教育に二面性をもたせようとしていたことである。すなわち、「心身ヲ健全ニ発達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ」という学校教育的な意義と、「家庭教育ヲ補フ」という社会教育的な意義である。この点に関しては、幼稚園令制定における文部省訓令第九号「幼稚園令及幼稚園令施行規則制定ノ要旨並施行上ノ注意事項」にある次の記述からもうかがえる。

「児童ノ心身ヲ健全ニ発達セシメ善良ナル性情ヲ涵養セムトスルニハ幼児ヨリ之ニ着手スルヲ以テ優レリトスコレ家庭教育ヲ稗補スヘキ幼稚園施設ノ必要アル所以ナリ殊ニ社会生活日ニ複雑ヲ加ヘ一家ノ事情意ヲ子女ノ教養ニ専ラニスルコト能ハサル者漸ク多カラムトスル今日ニ在リテハ幼稚園ノ任務ハ益々重要ノ度ヲ加ヘサルヲ得ス…（中略）…父母共ニ労働ニ従事シ子女ニ対シテ家庭教育ヲ行フコト困難ナル者ノ多数居住セル地域ニ在リテハ幼稚園ノ必要殊ニ痛切ナルモノアリ今後幼稚園ハ此ノ如キ方面ニ普及発達セムコトヲ期セサルヘカラス随ツテ其ノ保育ノ時間ノ如キハ早朝ヨリ夕刻ニ及フモ亦可ナリト認ム」<sup>17)</sup>（中略は筆者による）

当時は、今日のような幼稚園と保育所の二元的な法的位置付けが整備されておらず、児童福祉制度も十分に確立されていなかったことから、倉橋は倉橋惣三選集第三巻の「第七章 就学前教育と家庭」において、幼児期の子どもの教育における家庭の重要性の観点から、昭和初期にみられた幼児期の教育を全部家庭から社会機関に移そうとする論調に対して、次のような強い警鐘を促す論述を展開している。「一人の一生のために、その幼児の教育を全うせんためには、家庭教育を充実せざるべからず、国民の就学前教育を全うせんためには、家庭教育の振興をはからざるべからず。しかして、社会的機関と相俟ってその全きを期せなければならぬ。しかも、現代の事実は、家庭の生活と教育とを必ずしも望ましき方向に進めているといえない。…（中略）…もちろん、現代にあっては、この教育の社会機関にまつべき必要と便利とを加えつつあるに相違ないが、しからばかえって、他方に家庭生活の充実と、その教育の徹底とに、一層の努力を払わねばならぬのである。」<sup>18)</sup>（中略は筆者による）

そして、倉橋は同文の最後において「かりにも現在の流れに押し流されて、この教育の本拠の所在を失うごときことあらば、必ずや悔を人類の将来に残すものである。」と論じており、当時の幼稚園と家庭教育との関係に強い危機感を抱いていたことが十分にうかがえる。倉橋の主張は、今日においても大いに通用する考え方であり、改めて預かり保育の在り方を考えていく際の指針となり得るものと考えられる。

倉橋が残した数多くの論考から学ぶべき点は、当時の子どもにとっての家庭は、日常生活における保健・安全・しつけ・衣食住における生活習慣の確立をはじめとした社会的自立を図る場所として、また知的発達を促しながら心身共に安定を得られる場所として機能することが期待されていたにもかかわらず、それらが実現できていなかった。その背景として、幼児期の家庭での教育の重要性についての認識が不足していたこと、幼稚園に就園させていた家庭では幼児の教育を幼稚園へ委ねるという考え方がみられたこと、父母の就業により家庭での保育に欠ける状況にある幼児が増加していたことなどが考えら

れる。

つまり、倉橋の考えた当時の幼稚園が使命とする家庭教育の補完についての認識とは、幼児期の教育を家庭から切り離すことではないこと、また家庭教育の充実なくして幼稚園教育は成り立たず、家庭教育の充実のために幼稚園として果たすべき固有の役割が存在することであった。倉橋はこうした考え方に基づいて、家庭と幼稚園との関係をとらえていくべきであるとの論を展開していることが明らかとなり、この考え方を下敷きにして、今日の幼稚園が補完すべき家庭教育の内容について、現代の子どもたちの置かれている状況を踏まえて具体的に検討する必要がある。その上で、預かり保育ではどのようなことが担えるかについて考えていくことが大切であると考えられる。

筆者は、その手がかりとして昭和23年に文部省が試案として刊行した保育要領に求めた。その理由として、保育要領は戦後の幼児教育の在り方を示したもののだけでなく、明治期以降の幼稚園の役割や幼稚園教育の成果を受け継いだ内容が反映されていると考えられるからである。特に家庭と幼稚園の項では「3 父母教育の指針」<sup>19)</sup>が示されており、家庭教育の担い手である親に対して家族的環境、保育上の注意をはじめとして、しつけ、責任感、性に対する興味、遊戯、子どもの社会的要求など、多岐にわたって具体的内容として示されている。こうした内容は、戦後すぐの状況であっても戦前までの家庭教育にみられた善良なる習慣や性情の醸成に関するものが多く含まれていることから、預かり保育のねらいや指導計画立案に当たっては、保育要領も参考資料として一読する価値があると考えられる。

### 3.5 預かり保育に求められている現代の社会的ニーズと家庭教育重視の風潮

我が国の5歳児のほとんどが幼稚園か保育所のいずれかに在籍している現在、平成24年度学校基本調査結果<sup>20)</sup>によると、小学校第1学年児童数に占める幼稚園修了者の割合は55.1%となっている。預かり保育利用児はその一部でしかなく、5歳児全体からみればまだまだ少数といえる。こうした現状の中、平成10年の幼稚園教育要領には、いわゆる預かり保育実施に関する文言が初めて盛り込まれた。そして、平成20年の改訂では「教育時間の終了後等」の「等」が追加されているように、預かり保育をより一層拡充させようと記載内容の充実が図られている。ただし、その位置付けは平成10年の幼稚園教育要領同様に留意事項扱いのままであり、教育活動としての性格を保持させてはいるものの、平成10年に比べて家庭・保護者への子育て支援としての量的拡充の性格が強化され、子育て支援体制の一つに組み込まれていると考えられる。

もっとも子育て支援については、預かり保育だけの問題ではなく幼稚園全体の問題であると考えられるべきであり、国としては幼稚園の質的拡充として「幼児期の教育のセンターとしての役割」を果たしていくことを求めている。このことの社会的背景として、子育てに対する家庭や地域の教育力が低下してきていることが挙げられる。家庭の教育力の低下ということが言われてから久しく、少子高齢社会を迎えた現代社会における重要な教育課題となっているが、家庭の教育力の低下という認識については、だれが（どこが）・いつごろ指摘し、言葉として公に使われ出したかということを探ってみると、昭和59年に発足した臨時教育審議会の教育改革に関する第一次答申<sup>21)</sup>まで溯ることができた。同答申においては「家庭における教育機能が低下している」、また、同第二次答申では生涯学習の原点としての位置付けで「家庭の教育力の回復に努める」との表記がみられる。



これまでの社会の風潮としては、家庭教育はきわめて個人的な問題であると受け止められてきたのではないだろうか。しかし、少子高齢社会の到来という時代の中で、就業構造の変化による子育てのあり方や親の子育て不安など、親として抱える諸課題を社会全体で共有すべきであるとの国民の意識の高まりがみられるようになってきた。そして同時に、国の姿勢もそれらの解決を目指して子育て支援や家庭教育の充実に対する国民のコンセンサスを求める動きを加速させていった。とりわけ子育てに関しての国と家庭との関係を明確にさせたと考えられるのが、平成18年の教育基本法改正である。同法第10条に「家庭教育」、第11条に「幼児期の教育」を規定したことにより、子育ての一義的な責任と役割は家庭及び家庭教育にあるという国の認識を示したことから明らかである。

「教育という川の流れの、最初の水源の清冽な一滴となり得るのは、家庭教育である。子どものしつけは親の責任と楽しみであり、小学校入学までの幼児期に、必要な生活の基礎訓練を終えて社会に出るのが家庭の任務である。家庭は厳しいしつけの場であり、同時に、会話と笑いのある『心の庭』である。親が人生最初の教師であることを自覚すべきである。」<sup>22)</sup>

この一文は、平成12年9月22日に公表された教育改革国民会議中間報告の中で述べられたものであり、幼稚園草創期の明治から現代に至るまでの家庭教育の理念として不易なものとして考えることができるのではないだろうか。今後、教育活動として位置付けられている預かり保育を真に子どもの成長にとって価値の高いものとしていくためには、幼稚園教育要領解説の幼稚園の役割の項で述べられている「幼稚園が家庭と協力して教育を進めることにより、保護者が家庭教育とは異なる視点から幼児へのかかわりを幼稚園においてみることができ、視野を広げるようになるなど保護者の変容も期待できる。」<sup>23)</sup> ことに留意する必要がある。幼稚園として実施する預かり保育での子育て支援とは、あくまでも親の子育て力育成を目的とし、親の子育てに係る時間的支援は副次的な結果としてとらえるべきであるとするのが筆者の考えである。

### 3.6 幼稚園における教育（保育）時間弾力化の変遷

預かり保育利用児にとっては、幼稚園の在園時間が長くなる。就学前の時期の子どもにとって1日の時間をどこでどのように過ごすかについては、幼稚園教育史としてみると東京女子師範学校附属幼稚園が明治14年に定めた附属幼稚園規則に1日の保育時間が規定されている。「5 一日の保育時間は、六月一日から九月十五日までは午前八時から四時間、九月十六日から五月三十一日までは午前九時から五時間とされた。」<sup>24)</sup> とあり、全国各地に設置された幼稚園も同附属幼稚園の規則に倣い、また文部省の考え方にも反映されていった。幼稚園教育百年史に収録されている明治44年に出された文部省訓令の小学校令並ニ小学校令施行規則中改正ノ要旨（抄）によると、「又従来ノ如ク保育時数ヲ制限スルハ實際上不便ナルヲ以テ適宜之ヲ伸縮スルヲ得シムルノ要アリ」<sup>25)</sup> の一文がみられ、地方によっては保育時間の弾力的運用ができることにもなっていた。

このように法令上の保育時間が設定されていても、幼稚園での実際運用等の実態はどのようなものであったのか、日本幼児保育史第三巻に収録された一つの資料に見ることができる。同書によると、大正4年8月3日から3日間にわたって東京女子高等師範学校で開催された第一回全国幼稚園関係者大会において、調査事項報告の一つとして「各季節に於ける一日の幼児在園時間」<sup>26)</sup> が公表されている。同

調査は全国規模で111の幼稚園における春季・夏季・秋季・冬季の在園時間を、関東、奥羽、中部、近畿、中国、四国、九州、北海道の地方ごとに集計したものであった。統計資料からは、大正時代の保育時間は地域や各幼稚園によるばらつきはあるものの、おおむね4時間余りであり、最長で7時間、最短で2時間という時間幅があった。例えば近畿地方の保育時間をみると、次のとおりであった。

春季・・・平均4.7	最少3.0	最多7.0	(数値の単位は時間)
夏季・・・平均3.2	最少2.5	最多6.0	
秋季・・・平均4.5	最少3.0	最多6.0	
冬季・・・平均5.3	最少3.0	最多6.0	

当時の幼稚園における保育時間については、大正15年の幼稚園令では1日の保育時数の規定の条文が削除されている。このことに関して、学制百年史には「幼稚園に保育所的性格をもたせようとした方針によるものであった。」<sup>27)</sup>と述べられていることから、教育施設としての幼稚園のありように対するこれまでの国の考え方に変化が生じていたことが、保育時間の実態からもうかがえる。

幼稚園令制定までの、幼稚園として設定した保育時間は、フレーベルの家庭教育重視の考え方の影響や欧米の幼稚園制度を参考にしたこと、幼稚園就園を学校教育の準備期間と位置付けていたこと、あるいは小学校の授業形態・内容の影響を受けたことなどを勘案して、幼児の実態に照らして基本的に4時間を限度とされたと推察される。しかし、今日に至ってもなお幼稚園の1日の教育時間が変わらずに「4時間を標準」とすることの妥当性を与えている要因は何であるのか。この問題意識に対して、幼児期の発達段階を踏まえた科学的根拠や理論が形成されていないからか、あるいはこれまでの幼稚園教育の歴史を踏襲しているからか、または幼稚園制度改革に影響を及ぼす可能性への懸念があるからかなど、現段階においては妥当性を論じた根拠や先学による研究成果を見つけることができていない。

今日の預かり保育は、保護者の要請によって幼稚園で4時間以上の時間を「教育が行われる時間」<sup>28)</sup>として過ごす。子どもにとっては、これまで家庭で過ごしてきた午後の時間帯の生活環境や意識が変わることになる。そのため、家庭教育を補完するといった大人側からみた預かり保育を、同時に子どもの側からも検証していく必要がある。すなわち子ども側からみた預かり保育として、子どもが家庭で十分にできない社会性の基礎を培う経験の場となるように活動計画を作成していくことが大切である。同時に保育所における養護に関わるねらいや内容、長時間保育の実践による豊富なノウハウ等を参考にしていくことも大切であると考ええる。

## 4. 考察とまとめ

### 4.1 今日の視点からみた「家庭教育を補う」意味

平成18年に改正された教育基本法第10条には、家庭教育についての条文が新たに規定され、その中に「保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策」とある。こうした社会の流れを受けて文部科学省が発行した子どもたちの未来をはぐくむ家庭教育と題したブッ

クレットには、「家庭教育とは…」の記述がみられる。そこには次のように今日的視点からの家庭教育についての定義付け・価値付けがされている。

「家庭教育は、親や、これに準ずる人が子どもに対して行う教育のことで、すべての教育の出発点であり、家庭は常に子どもの心の拠り所となるものです。乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれ合いを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担うものです。さらに、人生を自ら切り拓いていく上で欠くことのできない職業観、人生観、創造力、企画力といったものも家庭教育の基礎の上に培われるものです。』<sup>29)</sup>

この文章からは、親の子に対する教育力を向上させていかなければならない、また、そうした意識変革を親自身に求めているというメッセージが込められている印象を受ける。同時に、明治・大正期から現代に至るまでの幼児期の教育、あるいは家庭教育についての考え方が不易であることもわかる。

今日では文部科学省に限らず、家庭向けの子育てに関する情報が行政機関をはじめ研究者やマスコミ等を通じて数多く発信されている。しかし、これまでに基本的な生活習慣や食生活など個別の事象に対する調査結果やその分析などを目にしたことはあるが、家庭の教育力を総合的に分析した調査研究には出会っていない。預かり保育を考えていく際に、家庭教育をキーワードの一つとしながらも、家庭の教育力とは具体的にどのような事象を指標として定義されているのかは不明なままである。しかし、このことを明らかにする以上に、親の関心度や意欲差、家庭教育の内容・方法面からみた質的格差の方が課題としては大きいのではないかと考える。

幼児期に育むべき資質としての善良なる習慣や性情、社会性の基礎の育成は、内容的には時代を超えて共有できるものであっても、どのような場面で培われるのかなど方法的には大きな違いがある。例えば、これまで当たり前にもみられた家庭や地域での遊びを通して無意図的に育まれてきた社会性は、きょうだい数の減少や地域の子どもの数の減少など時代の変化の影響を受けて、今日では幼稚園・保育所という意図的な教育・保育の場でも積極的に育成しなければならない状況になってきている。すなわち、善良なる習慣や性情、社会性の基礎の育成という目的共有が図れる点において、預かり保育は家庭教育との相互補完という関係性を見いだすことができる。

また幼児期の子どもが家庭での過ごし方をみると、テレビやゲーム等による遊びが主体となる傾向がみられ、健やかな成長につながりにくい貧弱な内容となってきている。しかし多くの幼稚園で実施されている預かり保育では、異年齢の子どもたちが通常の学級とは異なる人間関係の中で様々な遊びを生み出し、主体性・自発性・協同性を育てていく。こうした子どもの遊びの実態を踏まえながら、預かり保育を家庭教育の補完機能としての内容的側面からみた場合、社会性の基礎の育成につながる豊かな人間関係を構築していける遊びや、様々な直接体験の場を意図的に盛り込んでいく活動計画が必要である。さらに方法的側面からみた場合、教師が子どもの内面を深く耕すことを意識した個別的な関わり方を重視していくこと、親子が一緒に遊びを通して時間と場を共有できる場を設定していくことが重要である。

特に幼少期に直接体験が不足気味だった若い親たちにとっては、自らの体験のやり直しにつながるとともに子どもとの遊び方や適切な関わり方を知る機会にもなる。仕事をもつ親にとっては、午前の保育の場よりも参加しやすい午後からの預かり保育の場の方が親と子が遊びを共有できる機会や場となりや

すい。こうした発想での預かり保育の取組は、家庭教育を補完する機能として内容面・方法面の両面から果たしていけるものとする。

#### 4.2 今日の幼稚園に求められる預かり保育の役割

行政機関が発行する啓発資料をはじめ、新聞への投稿記事や育児雑誌等から伝えられる子育ての現状として、夫婦共働きや仕事中心の多忙な生活から子どもと関わる時間がほとんどない家庭、子育てが母親一人の責任となり悩みや不安等を抱えてもそれを相談・解決していくことができにくい家庭、今日では科学的根拠がないとされる三歳児神話を深刻に受け止めている親、育児書等子育て情報に対する適切な選択能力や我が子に照らした適切な判断力が欠如している親など、種々の問題が顕在化してきている。また社会的背景をみた時、少子化や核家族化の進行により一家庭の構成員数が縮小している家庭環境、祖父母の子育てへの直接的関与が減っている家族関係、人間関係の希薄化に起因する地域とのつながりの減少などが挙げられる。このような現代社会における家庭や地域の変貌を受け止めつつ、幼稚園がこれらの課題に対して子育て支援としてどのように取り組んでいくべきかについては、家庭教育を補完してきた幼稚園の歴史を改めて再認識していくことが大切であるとする。

とりわけ預かり保育の役割としてみた場合、預かり保育を子どもが午後の時間を家庭・地域で過ごすことの代替機能としてとらえるのではなく、家庭や地域ではなし得ない子どもの発達に寄与できる教育内容を組み込んでいくことが家庭教育を補完する上で重要である。そのためには預かり保育の目的として社会性の基礎の育成を中核として位置付け、特に協同性の涵養につながる異年齢グループでの遊びを、具体的に活動計画作成に反映させていくことが大切であるとする。

#### 4.3 まとめ

筆者は、研究仮説として「預かり保育の目的とは、幼稚園教育要領総則に示された幼稚園教育の基本を踏まえ、子どもの社会性の基礎とりわけ協同性の基礎を育成するとともに、家庭教育の補完機能を果たすことではないか」と設定して、主として大人側の視点から研究を進めてきた。そのため大正15年制定の幼稚園令に規定された幼稚園設置目的の「善良ナル性情ヲ涵養」及び「家庭教育ヲ補フ」に着目し、今日の幼稚園に求められている預かり保育の在り方に照らして考察してきた。預かり保育は、保育所の子育て支援という観点での類似性・共通性がみられても、必ずしも同質性を求めているものではないとする。また預かり保育の場は家庭的な雰囲気大切にしながらも、子どもにとっての疑似家庭を求めているものでもない。幼稚園教育にとっての環境構成では「家庭的な雰囲気」という発想は経験的にないため、保育所保育指針に明記されている保育の環境に参考となる部分が多いとする。

研究のまとめとして、預かり保育の実施に当たっては、その目的や果たす役割として「善良ナル性情ヲ涵養」及び「家庭教育ヲ補フ」に原点を見だし、社会性の基礎の育成を家庭教育の補完内容として位置付けることを提案したい。このことによって、預かり保育には幼稚園教育の歴史を受け継いだ性格をもたせることとなり、幼稚園の特性を生かすことにもつながると考える。そして、「善良ナル性情ヲ涵養」に関しては、預かり保育利用児は一般的に異なる二つの学級・集団に属する幼稚園生活を送ることを踏まえ、子どもにとって年齢差を意識した協同的な遊びを通して社会性の基礎を培っていける貴重

な場として位置付けていくことが大切である。このことは、単に預かり保育の性格にとどまらず幼稚園教育の在り方として、「人生に必要な知恵はすべて幼稚園の砂場で学んだ」という本を著したロバート・フルガムの思想と共有できるものとする。

また「家庭教育ヲ補フ」に関しては、預かり保育が時代の要請として保育所的機能を担うことへの期待が込められているにせよ、親の子育てを支援していくために幼稚園としての積極的な関与が求められていることは明らかである。その関与の仕方の一つが預かり保育であり、親と子が共に遊びの時間と空間を共有していける機会を計画的に設けることである。特に親自身が子ども時代に遊びの中で豊かな体験をしてきたとは言い難い実情からみても、まず親自身が遊び体験をやり直す場として子どもと一緒に遊ぶ場を提供し、預かり保育担当教師は遊びのインストラクターとして、また遊びの中で親と子を結び付けるコーディネーターとしての役割が期待される。つまり家庭教育の補完とは、親自身が子どもと一緒に遊べる心のゆとりをもち、子どもの頃の気持ちと体験を取り戻してもらおうきっかけを「親育ち」の場として提供することであるとする。

本研究は、主として家庭教育の補完という大人の立場からの考察であり、子どもの立場からみた預かり保育の在り方についても考察していく必要がある。今後は、預かり保育の目的と役割を踏まえながら、具体的な実施プログラムを作成し提案したいと考えている。

## 引用文献

- 1) 中央教育審議会 (2005) 「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について (答申)」 文部科学省HP. <http://www.mext.go.jp>.
- 2) 文部省 (1979) 幼稚園教育百年史: P512. ひかりのくに.
- 3) 文部省 (1979) 幼稚園教育百年史: P505. ひかりのくに.
- 4) 文部省 (1979) 幼稚園教育百年史: P509. ひかりのくに.
- 5) 文部省 (1979) 幼稚園教育百年史: P512. ひかりのくに.
- 6) 文部省 (1979) 幼稚園教育百年史: P46. ひかりのくに.
- 7) 日本保育学会 (1975) 日本幼児保育史第一巻: P96. フレーベル館.
- 8) 日本保育学会 (1974) 日本幼児保育史第二巻: P44. フレーベル館.
- 9) 文部省 (1979) 幼稚園教育百年史: P512. ひかりのくに.
- 10) 文部省 (1972) 学制百年史: P321. 帝国地方行政学会.
- 11) 日本保育学会 (1975) 日本幼児保育史第四巻: P243-244. フレーベル館.
- 12) 湯川嘉津美 (2012) 日本幼稚園成立史の研究: P75. 風間書房.
- 13) 学校教育法 (2012) 解説教育六法平成24年版: P180. 三省堂.
- 14) 倉橋惣三 (1965) 倉橋惣三選集第二巻: P174. フレーベル館.
- 15) 日本保育学会 (1975) 日本幼児保育史第三巻: P342. フレーベル館.
- 16) 倉橋惣三 (1983) 「日本児童問題文献選集8」: P125. 児童問題史研究会.
- 17) 文部省 (1979) 「幼稚園教育百年史」: P515. ひかりのくに.
- 18) 倉橋惣三 (1965) 「倉橋惣三選集第三巻」: P439~440. フレーベル館.
- 19) 文部省 (1979) 幼稚園教育百年史: P566. ひかりのくに.
- 20) 文部科学省 (2012) 平成24年度学校基本調査結果. 文部科学省 HP. <http://www.mext.go.jp>.

- 21) 臨時教育審議会「教育改革に関する第一次答申」(1984)「臨教審総覧上巻」: P65. P123. 教育政策研究会. 第一法規.
- 22) 教育改革国民会議(2000)「教育改革国民会議中間報告—教育を変える17の提言—」: P6. 教育改革国民会議担当室.
- 23) 文部省(2008) 幼稚園教育要領解説: P18-19. フレーベル館.
- 24) 文部省(1979) 幼稚園教育百年史: P37. ひかりのくに.
- 25) 文部省(1979) 幼稚園教育百年史: P511. ひかりのくに.
- 26) 日本保育学会(1969) 日本幼児保育史第三巻: P275. フレーベル館.
- 27) 文部省(1972) 学制百年史: P469-470. 帝国地方行政学会.
- 28) 文部省(2008) 幼稚園教育要領解説: P58. フレーベル館.
- 29) 文部科学省(2011)「子どもたちの未来をはぐくむ家庭教育」: P3. 文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課.

#### 参考文献

- 濱名陽子(2011) 幼児教育の変化と幼児教育の社会学: P87-102. 教育社会学研究第88集.
- 野崎真琴(2008) 幼稚園と家庭とのかわり方に関する研究: P167-178. 名古屋柳城短期大学研究紀要第30号.
- 岡田正章(1960) 幼稚園令(大正十五年)成立事由の一考察: P61-88. 首都大学東京機関リポジトリ.
- 浜野兼一(2008) 幼稚園の保育内容に関する史的考察—明治10年代から20年代における幼稚園の保育内容について—: P113-122. 上田女子短期大学紀要第31号.
- ロバート・フルガム(1991) 人生に必要な知恵はすべて幼稚園の砂場で学んだ: P15-20. 河出書房新社.